議案第２２号

専決処分の承認を求めることについて

（向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例）したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成２５年５月２８日提出

向日市長　久　嶋　　務

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成２５年３月３１日

向日市長　久　嶋　　務

条例第８号

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

（向日市税条例の一部改正）

第１条　向日市税条例（昭和２９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第５４条第５項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成１１年法律第１９８号）附則第９条第１項又は第１１条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成１４年法律第１３０号）第１１条第１項第７号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和４９年法律第４３号）第１９条第１項第１号イの事業を含む。）」を削る。

第１３１条第４項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第９条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第１１条第１項第７号イの事業を含む。）」を削る。

（向日市都市計画税条例の一部改正）

第２条　向日市都市計画税条例（昭和４２年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第４項から附則第６項までの規定中「第２項」を「附則第２項」に改め、附則第１４項中「、第５項、第１４項、第１８項から第２６項まで、第２８項、第３０項、第３２項若しくは第３６項」を「、第１２項、第１６項から第２４項まで、第２６項、

第２７項、第２９項、第３３項若しくは第３８項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、改正後の向日市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成２５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２５年４月１日前に地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条の９第１項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が３００，０００円以上５００，０００円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第１０条の３第７項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　改正後の向日市都市計画税条例の規定は、平成２５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成２５年法律第　　号）附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の向日市都市計画税条例附則第１４

項の規定の適用については、同項中「、第３３項若しくは第３８項」とあるのは「若しくは第３３項」とする。

〈参　考〉

向日市税条例の一部改正（第１条関係）

新　旧　対　照　表

改　　　　　正	現　　　　　行
（固定資産税の納税義務者等）	（固定資産税の納税義務者等）
第５４条　　略	第５４条　　略
２～４　　略	２～４　　略
５　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和５５年法律第８６号）第８条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第７条第１項第１号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第４９号）第４６条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４５条第１項第１号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第１００条の２（農住組合法第８条第１項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４６条第１項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第８３条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該	５　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和５５年法律第８６号）第８条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第７条第１項第１号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第４９号）第４６条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４５条第１項第１号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成１１年法律第１９８号）附則第９条第１項又は第１１条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成１４年法律第１３０号）第１１条第１項第７号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和４９年法律第４３号）第１９条第１項第１号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第１００条の２（農住組合法第８条第１項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４６条第１項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第８３条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該

施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第１項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。	施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第１項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。
６及び７　　　略	６及び７　　　略
（特別土地保有税の納税義務者等）	（特別土地保有税の納税義務者等）
第１３１条　　　略	第１３１条　　　略
２及び３　　　略	２及び３　　　略
４　土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第８条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第７条第１項第１号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４６条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４５条第１項第１号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得	４　土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第８条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第７条第１項第１号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４６条第１項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４５条第１項第１号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第９条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第１１条第１項第７号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得

又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第１項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。	又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第１項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。
５及び６　　略	５及び６　　略

向日市都市計画税条例の一部改正（第２条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
附　則	附　則
１～３　　略	１～３　　略
４　附則第２項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２４年度から平成２６年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第２項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	４　第２項　　の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２４年度から平成２６年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第２項　　の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２４年度から平成	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２４年度から平成

２６年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

６　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２４年度から平成２６年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

７～13　　略

14　法附則第１５条第１項、第１２項、第１６項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第２９項、第３３項若しくは第３８項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第２８項」とあるのは「若しくは第２８項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

２６年度までの各年度分の都市計画税の額は、第２項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

６　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２４年度から平成２６年度までの各年度分の都市計画税の額は、第２項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

７～13　　略

14　法附則第１５条第１項、第５項、第１４項、第１８項から第２６項まで、第２８項、第３０項、第３２項若しくは第３６項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第２８項」とあるのは「若しくは第２８項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例附則第２条第２項の規定による読替え

読　　替　　後	読　　替　　前
向日市税条例 附　則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１０条の３　　略 ２～６　　略 ７　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２４項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (4)　耐震改修が完了した年月日 (5)　耐震改修に要した費用 (6)　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 ８及び９　　略	向日市税条例 附　則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１０条の３　　略 ２～６　　略 ７　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び　　当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２４項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (4)　耐震改修が完了した年月日 (5)　耐震改修に要した費用 (6)　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 ８及び９　　略